**令和７年度石油精製合理化対策事業費等補助金**

**（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））公募要領**

**令和７年６月**

**エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム**

経済産業省・資源エネルギー庁からの補助金に係る石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））について、エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）が公募を行いますので、交付を希望される事業者は、本要領に基づき応募されるようご案内いたします。

１．事業の目的

　地域への化石燃料安定供給上重要な油槽所等における大雨・高潮対策等のための取組を推進することで、石油の安定供給を図ることを目的とします。

２．事業の内容

（１）事業概要

上記目的に向けて、石油精製業者等が大雨・高潮等に備えた油槽所等のレジリエンス強化を実施するため、油槽所等における強靱性評価、および大雨・高潮等対策等に要する経費の一部を補助します。

化石燃料等供給体制の強靱化支援事業の遂行に係る業務については、「石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業）交付規程」（以下、「交付規程」という。）等により実施します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 予算規模 | 補助率 | 予算超過時の圧縮（※） |
| 令和７年度予算 | 529百万円  程度 | ３分の２ | あり |

* 申請者からの補助金申請額の合計が国の予算額に基づきコンソーシアムが定める金額を超え、かつ本補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、技術審査委員会及びコンソーシアムは補助金額を減ずることがあります。その場合、補助率は上記を下回ります。最終的な実施内容、交付決定額については、採択決定後、コンソーシアムと調整した上で決定するものとします。

（２）補助対象事業者の事業内容

　　　補助対象事業者は、事業内容が次のいずれかを満たす者とします。

①石油を精製し供給する事業者（以下「石油会社」という。）、またはその親会社の出資会社で油槽所の運営（石油会社が所有権を持つ石油製品（ＬＰＧを除く）の保管、受払作業、油槽所管理）を行う者

②石油会社との賃貸借契約、保管・受払業務委託契約等により石油会社が所有権を持つ石油製品（ＬＰＧを除く）を取り扱う設備を有する者

③以下の条件のいずれも満たす、石油製品（ＬＰＧを除く）の供給事業を営む者（上記①、②に該当する者を除く）

a.災害対策基本法上の指定公共機関に指定されていること

b.ＢＣＰ（事業継続計画）策定済みであること

（３）補助対象事業所

　補助対象事業所は、原油を精製して石油製品を製造する事業所、石油製品を一時的に貯蔵し、タンクローリー等に積み込む設備を有する事業所を含む油槽所等とします。

（４）補助対象の事業者

　　　補助対象事業者は、以下の要件を全て満たした企業・団体等とします。

①日本に拠点を有していること

②事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること

③事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること

④経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要綱(平成１ ５・０１・２９会課第１号)別表第一及び第二の各号一覧に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと

⑤別紙　暴力団排除に関する誓約事項　記に記載されている事項のいずれにも該当しないこと

（５）補助対象経費

　補助対象経費は、大雨・高潮等を想定した油槽所等における強靱性評価、入出荷関係設備の大雨・高潮等対策等、石油供給設備の強靱化を図るための工事等に要する経費のうち、補助金交付の対象としてコンソーシアムが認める経費（以下「補助対象経費」という。）とします。ただし、関係法令の技術基準等で求められている水準がある対象設備については、その水準を超えた工事費用のみを本補助金交付の対象とします。

（６）補助対象の範囲

　補助対象の設備の範囲は、緊急時においても油槽所等が石油を持続的に安定供給しうる体制の整備をするために必要な以下に掲げる設備等とします。

　　① 入出荷設備等及びその付帯設備

　　② 排水処理設備及びその付帯設備

　　③ 海岸保全施設

　　④ その他上記(1)～(3)に準ずるものとして、コンソーシアムが認める設備等

　対象については、別紙2「大雨・高潮等コード表一覧」に記載する工事となります。

　　　また外力設定については、別紙3「本事業における外力設定の基準」を満たす必要があります。

（７）補助率

　３分の２以内とします。

　ただし、申請者からの補助金申請額の合計が国の予算額に基づきコンソーシアムが定める金額を超え、かつ本補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、技術審査委員会及びコンソーシアムは補助金額を減ずることがあります。その場合、補助率は上記を下回ります。最終的な実施内容、交付決定額については、採択決定後、コンソーシアムと調整した上で決定するものとします。

（８）事業予算

　　　　５２９百万円

３．技術審査委員会

（１）申請事業の審査

採択は、公募期間に提出された提案書（様式第１の２）等に基づいて、コンソーシアムの外部有識者で構成される第三者審査委員会「技術審査委員会」で審査の上、決定するものとします。

受付後、必要に応じて提案に関するヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることがあります。また、申請書類の不足等、不備がある場合は、要件不適として選定されない場合があります。

（２）審査日時

■　第１回技術審査委員会（予定）

令和７年６月２３日の週を目途に調整します。

なお、委員会の調整の都合や応募事業数により、変更となる可能性があります。

（３）採択結果の公表及び通知

技術審査の結果、採択された申請者については、コンソーシアム及び資源エネルギー庁のホームページ等で公表するとともに、当該申請者（共同申請の場合は幹事法人のみ）に対しその旨を通知します。

採択された申請者は、その後、交付申請を行ってください（採択の段階ではまだ交付決定ではございません）。採択決定後から交付決定までの間に､コンソーシアムとの協議を経て､事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があることに留意ください。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合があるので御了承ください。

事業開始

交付決定（交付決定通知）

交付申請

採択決定（採択通知）

公　募

技術審査委員会

提案書提出

申請から補助事業開始の流れ

４．間接補助事業の実施

（１）交付申請と交付決定

採択通知後、交付申請書（様式第１）に添付資料をつけて交付申請を行ってください。添付資料は提案書へ添付した資料に変更がない場合は省略して構いませんが、採択決定後から交付申請までの間に変更が生じた場合は最新の添付資料を添付してください。

コンソーシアムより申請者に交付決定通知書を送付しますので、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。交付決定の通知があった日以降に間接補助事業を開始してください。

（２）間接補助事業実施期間

交付決定日以降に間接補助事業を開始してください。

間接補助事業は、確定検査の時間も考慮し、原則として工事実施を令和８年２月末までに完了し、実績報告書を作成する工程としてください。工事内容に応じて、早期終了も可能とします。

実績報告書は、令和８年３月１３日（金）までに提出してください。

（３）確定検査

事業終了後、間接補助事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査で支出の事実を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の確認及び支出額及び内容の厳格な審査を行い、支払額を確定するものとします。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したとみられる費用の合計とします。

支払額の確定方法について不明な点は、以下のリンク先に記載している事務処理マニュアルに従い、決定するものとします。  
https://www.meti.go.jp/information\_2/downloadfiles/2022\_hojo\_manual02.pdf

５．公募期間及び書類提出先

（１）公募説明会の開催

　　公募説明会を以下の通り、Teamsにより実施します。

令和７年６月６日（金）１４：００～

（２）公募期間及び締め切り

①　公募開始

　令和７年６月４日（水）から公募開始します。

②　公募締め切り

　第１回締め切りを６月１８日（水）１７：００とし、その後は随時受付とします。

（３）応募に関する提出書類（提案書等）

　公募期間内に、以下の提出書類を、電子データにより提出してください。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

1. 提案書（様式第１の２）
2. 事業計画書（申請様式第２）

補助対象経費内訳表

資金調達計画

審査委員会向け事業概要説明資料

テンプレートを参考に、下記項目を記載する

　1.申請事業実施場所

　2.申請事業について

　　(1)申請事業概要

　　(2)賃金引き上げ計画

　　(3)ワーク・ライフ・バランスの推進についての認定状況

　3.事業工程

　4.補助金申請額

　5.事業所の配置図

　6.外力の設定

　7.検討の内容

　8.工事概要

　9.工事仕様

③添付書類：定款、登記簿謄本（抄本）、最近期の営業報告書、役員名簿、実施体制図等

（４）採択後の交付申請における提出書類（交付申請書等）

採択決定となりましたら、以下の提出書類を、電子データにより提出してください。添付書類は提案書へ添付した書類を基本としますが、採択決定後から交付申請までの間に変更が生じた場合は最新の添付資料を添付してください。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

1. 提出書類

　交付申請書（様式第１）

（５）提出方法

　電子データ（電子メール等）により提出してください。

　　提出先E-mail:kyojin@cros2.jp

■問い合わせ先

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

担当：静間、坂井、増田、川村、今村

〒231-0014　神奈川県横浜市中区常盤町３－２４　サンビル４階

E-mail：kyojin@cros2.jp

TEL　 ：050-5211-5407

（６）資料の配布について

公募要領等の資料については、コンソーシアムで配布します。

６．その他の注意点

国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進すべく、コンソーシアムが行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、交付決定日、法人番号）についても、ジービズインフォに原則掲載されることとなります。

別紙1

暴力団排除に関する誓約事項

　当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(１) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(２) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(３) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(４) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙2

大雨・高潮等コード表一覧



別紙3

本事業における外力設定の基準

・本事業では、油槽所等において、下記の3つの基準を上回る外力を想定して実施する「強靱性評価」や「入出荷関係設備の大雨・高潮等対策」等を支援の対象とする。

・なお、個々の事業に係る外力設定や対策内容の妥当性については、エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアムが設置する審査委員会（外部有識者により構成）において審査する。

１．大雨については、油槽所等毎の「50年に一度の降水量」以上を外力とすること。

２．高潮・波浪・暴風については、伊勢湾台風級以上（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）を外力とすること。ただし、中心気圧は「940hPa一定モデル」以上、最大風速は油槽所等毎の「50年に一度の最大風速」以上であれば可とする。

３．いずれも現行の法令等で求められる基準を上回ること。













※採択後提出

